# 令和4年定例会12月会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年12月16日(金曜日)

午前10時13分 再開

午後2時00分 散会

## 令和4年定例会12月会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年12月16日(金曜日) 午前10時13分 再開

◎議事日程	(第3号)	
	再開宣告	
	開議宣告	
日程第1	議案第70号	教育委員会教育長の任命について
日程第2	議案第71号	豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第72号	豊浦町税条例の一部改正について
日程第4	議案第73号	豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
		条例の一部改正について
日程第5	議案第74号	豊浦町老人医療費の助成に関する条例の廃止について
日程第6	議案第75号	豊浦町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第7	議案第76号	令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第7号)について
日程第8	議案第77号	令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第9	議案第78号	令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につ
		いて
日程第10	議案第79号	令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に
		ついて
日程第11	議案第80号	令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第12	議案第81号	令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第4号)
		について
日程第13	議案第82号	令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)に
		ついて
日程第14	委員会報告	豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正調査特別委員会委員
		長報告
日程第15	意見書案第7号	「学校部活動の地域移行」に関する意見書
	散会宣告	

### ◎出席議員(7名)

議	長	8番	根	津	公	男	君	副議長	7番	石	澤	清	司 君
		1番	山	田	秀	人	君		3番	小	Ш	晃	司 君
		4番	勝	木	嘉	則	君		5番	大	里	葉	子 君
		6番	渡	辺	訓	雄	君						

### ◎欠席議員(0名)

#### ◎説明員

町 長 君 村 井 洋 一 副 町 長 歩 君 須 田 代 表 監 査 委 員 菅 野 厚 志 君 務 課 君 総 長 淳 本 所 地方創生推進室長 忍 君 久々湊 町 民 課 長 竹 林 人 君 善 農 林 井 上 信 課 長 政 君 林 課 野 栄 君 参 事 瀬 水產商工観光課長 長谷部 晋 君 建 設 課 長 武 石 修 君 建 長 佐 藤 貴 君 設 課 補 佐 生 涯 学 習 課 長 杉 谷 佳 昭 君 総合保健福祉施設事務長 藤 原 弘 樹 君 総合保健福祉施設事務次長 下 克 哉 君 阪 国民健康保険病院事務長 美 香 君 高 橋

#### ◎事務局出席職員

 事
 務
 局
 長
 荻
 野
 貴
 史
 君

 書記(会計年度任用職員)
 齋
 藤
 春
 奈
 君

#### ◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、定例会12月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

#### ◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

#### ◎議案第70号 教育委員会教育長の任命について

O議長(根津公男君) 日程第1、議案第70号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村井町長。

○町長(村井洋一君) それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号 教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。

提案理由でございますが、豊浦町教育委員会教育長の吉田朋行氏が令和4年9月30日付をもって任期満了となったため、教育長として葛西正敏氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

葛西正敏氏は、現在63歳、昭和58年4月に伊達高等養護学校教諭として採用されて以来、平成2年4月、豊浦町立大岸小学校鉱山分校教諭、平成17年4月、北海道登別市立鷲別小学校教頭、平成19年4月、豊浦町立豊浦小学校教頭、平成31年4月、豊浦町立大岸小学校校長などを歴任し、現在は、豊浦町教育委員会において学校力向上アドバイザーとして活躍されております。

葛西氏は、学校教育現場はもとより、教育行政にも優れた見識を有し、また、人格、人柄などについても、いずれも適任と確信するものでございます。

以上のことから、教育委員会教育長として適任者と考え、任命いたしたく、議員各位のご理解によりまして、ご同意を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。 以上でございます。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

#### ◎議案第71号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長(根津公男君) 日程第2、議案第71号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第71号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について ご説明いたします。

豊浦町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、廃棄物及び清掃に関する法律違反によって職員が略式起訴されたことに伴い、監督者としての責任を取るため、町長の令和5年1月分から令和5年12月分までの給与を減額するため、所要の改正が必要となり、本条例案を提出するものです。

3ページをお開き願います。

附則に次の2項を加えます。

給料月額の特例措置第19項、令和5年1月分から令和5年12月分の町長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から100分の50に相当する額を減じた額とする。

期末手当の額の特例措置第20項、令和5年6月及び令和5年12月に支給される町長の期末手 当の額については、第4条の規定にかかわらず、当該期末手当の額の算定の基礎となる給料月 額は、前項の規定による給料月額とする。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 町長の給与の減額なのですけれども、50%を12か月というのはトータルで金額は幾らになるのか、お聞きしたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 給料分で390万円、期末手当分で155万1,062円、合計で545万1,062円 円でございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** この機会ですので、私なりに、いま一度、この事件を検証した中で、 質問をさせていただきたいと思ってございます。

11月2日開催の豊浦町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例で、給与30%12か月ということで、トータル金額324万円を減額する議案が提出されたわけでございますけれども、同僚議員から軽過ぎるのではないかと反対意見もあり、起立採決がなされ、賛成と反対が同数となり、議長が責任の取り方としては十分でないと反対され、議案は否決をされました。

このたびの刑事罰事件は、私が考えるには、誰が主体性を持って行動したかが問われた事件 ではなかったのかと推測する一人でございます。

それぞれの職責において、共謀して、本来ならプラント施設で処理すべきであったにもかかわらず、町有林に捨てたとして、前副町長、所管の課長が、廃棄物処理法違反の罪で略式起訴され、伊達簡裁で罰金50万円の略式命令が出され、それぞれ罪を認めて確定したのではないかというふうに思ってございます。

私がこの事件を見るに当たって、この事件は、故意ではなく、廃棄物処理法への知識や認識 が薄く、不法投棄という強い考え方がなかった上、現場は切迫した状況で、過ちを犯してしま ったというふうに推測する一人でございます。

私は、この事件は、視点を変えて見ていく必要性があるのではないかと考えます。

この事件は、刑事告発状を提出されて、北海道警察がこれを事件として取り上げるか取り上げないかを調査をした結果、これは事件が重いということで、役場と関連するところに家宅捜索をして、関係者が1年近く取調べを受けたという状況でございます。

私は、刑事告発を出した中身というものは推測するしかないわけでございますけれども、この告発をした人がどういう目的を持って告発したのかということを推測していかなければならないのではないかと思うのです。

誰が何の目的を持って告発したのかということを私なりに考えてみると、一つ目は、環境汚染を心配してのことなのかなと、二つ目は、豊浦町長村井洋一君を、好ましくない言葉かもしれませんけれども、陥れることが狙いだったのではないのか、三つ目は、ホタテ漁師に水を差し嫌な思いをさせること、そして適切な処理を促すことが狙いであったのかなというようなことを考えてみたわけでございます。

警察にこの告発をしたのは、本来であれば、管内の伊達警察署に告発をするのが通常ではないかと思うのですけれども、今回の告発状については北海道警察へ提出されたのでないかと考えてございます。

北海道警察がこれを受理するためには、この事件が、いつ、どこで、誰が、何をどうしたのかという証拠に足る資料と写真、文章で訴える文章力が必要になると考えますので、多分、法律に精通した人がこの告発状を提出したのではないかというふうに考えてございます。

そのためには、証拠の提供者がいると考えるのが筋ではないかというふうに考えるわけでございまして、私は、協力者の中に議会関係者もいたのではないかと推測するわけでございます。

この事件の筋道を見ても分かるのではないかと考えますが、罪を負わせることで問題解決を 図ってきたというようなことも含めて、その辺のところはまだ検証されておりませんが、この 機会でしか私は質問できないので、今のような考え方で質問させていただいております。

また、今回の町長の50%、12か月の減額につきましては、法外な給料減額を強く求める行為ではないかと判断している一人でございまして、本来であれば、議会として、議長辞職勧告決議案を提出するのが筋ではないかというふうに考えてございます。

町長は、今までの議会答弁の中で、町民の信頼を損ねた、職員を犯罪者にした責任、そしてこの事件を重く受け止めて、法令遵守を徹底すること、再発防止に向けて並々ならぬ決意と町民の信頼回復に向けて、全職員一丸となって最大限の努力を尽くしていきたいというような考え方もこの議会の中で示しているわけでございまして、この給料の減額の大きな代償を払うに至った町長の決意を、いま一度、どのような胸の内かも含めて、町長にお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 大変重い話を聞かせていただきましたけれども、あらゆることを考え させられる事件であったというふうに思わざるを得ない部分もございます。

しかしながら、結果として、廃棄物及び清掃に関する法律違反という事案を生み出してしまったことが最大の問題であると思っておりまして、また、罰金刑を受ける職員を出してしまったことに大変責任を感じているところでございます。

このような状況下、組織の最高責任者として責めを負うべきものと思ってございます。今回 の給与等の削減につきましても、その責めの一つとして提出させていただいたものでございま す。

いずれにしても、二度とこのようなことが起こらないように、起こさないようにということで、町民の皆様の信頼回復に向けて、全職員一丸となって、法令遵守はもちろんのこと、町民の失われた信頼を回復すべく取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

山田議員。

**〇1番(山田秀人君)** このことについては、議会としても、いろいろと審議を重ねて否決したという経緯もございます。

町長は、この事件について、機会あるごとに、この原因というのは、組織活動の中で法律違反をしてはいけないのだけれども、この不法投棄は、ある程度容認せざるを得ないのだというような、そういうような内容の言葉遣いがるる見受けられるのですが、百歩譲って、法律違反を許すということにはならないのですね。これは絶対やってはいけないというのは、先ほど町長も言ったとおり、法令遵守ですよ。しかしながら、その理由の中には、組織活動上、こういうものを起こさざるを得ないというようなお話があるわけですが、廃棄物処理法上、不法投棄というのはやってはいけないというのが原則なのですね。そこが確固とした反省に立っているのかどうかというのがどうも見受けられない。そこら辺のところは、今、どういうふうにお考えですか。

言葉上は、この件について、もう法律を犯してはいけないのだという話ですけれども、過去のいろいろな町民へのおわびの文書の中にも、組織活動の中でどうしてもこれが起きてしまったのだと、何かしら容認するような、そういう文言が散りばめられていたというところが、どうしても私は理解できないというか、心の底に引っかかるものがあるのですが、今、どういうふうにお感じですか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 現時点の私のスタンスについて、以前は法律的にも認識が非常に甘かったという思いがございまして、意識も薄かったのかなという部分もございます。

そういったことではなくて、これからは二重三重に確認しながら、法令遵守についてしっかりと守りながら物事を進めていくという覚悟でございますので、そういった考えの下で町民の信頼回復に努めていきたいというふうに思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 確固たる決意というのは、町長の今のお話の中で確認できましたけれども、これは組織内のことですから、こういう不法投棄があったので、組織の中では、きちっとした自浄作用というのが当然必要なわけです。ですから、職員の中で、これは駄目だということがあれば、今、法律を遵守するためには密告制度も許されるという法律もあるのですよ。だから、法律を守るためには、自分の組織の中の職員がきちっとそれを指摘する、そうした場合、それを謙虚に受け止めて法律を守っていくというのが大事になるわけです。

先ほどの同僚議員の発言では、告発にはいろいろな考え方があるのだからと、証拠もないことを言うような議論もありましたけれども、役場の中での自浄作用、法律を守る、ここのところの組織としての町長の考え方、それから、管理者などの考え方、そこら辺の行動をきちっとすることは大事なところだと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** その辺も私として反省点の一つになってございます。担当の課だけで

はなくて、他の課の話も聞きながら、法律に明るい方もおりますので、いろいろな部署の担当の意見も聞きながら慎重に進めていかなければならないというふうに思ってございます。これでいいだろうということではなくて、これで間違いないのかということを二重、三重に確認しながら物事を進めていかなければならないと思ってございます。

何人かで集まって物事を決めるのではなくて、困った案件があったら、複数の課にまたがりながら、いろいろな人の話を聞きながら、確認しながら物事を進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。
  渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) この条例、町長の報酬減額、それはそれでいいでしょう。

でも、この提案理由に職員が略式起訴されたことに伴いとありますが、私は、これだけではないと思うのです。明確な数字は分かりませんが、多大な血税を使っているのですよ。この提案理由の中に、町民の多大な血税を損失して、本当に町民に迷惑をかけたという趣旨の文言を追加してくれませんか。町民に多大な損失を与えた、これが一番ではないですか。

余談だけれども、平成12年にフィッシャリーナの使用料の改ざんがあったときは、職員は懲戒免職ですよ。これは余談でありますが、私は起訴されたことに伴いだけではないと思う。その辺を勘違いしているのではないですか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 追加と言われましたけれども、今日、こうして提案させていただいておりますので、これはこれとして、結果として50%、12か月ということで提案させていただいておりますので、その辺でご理解をいただければというふうに思ってございますし、また、違う町民への周知の方法もございますので、その辺については十分考えた中で、自分なりに表現をして書き添えておきたいというふうに考えてございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今、同僚議員が言ったようにね、提案理由で、職員が略式起訴されたことから、自分は責任を取って給与の減額をするのだということなのですが、それでは、職員はどういう反省をして、どういうふうなことをさせているのか、そこら辺はどういうふうになっているのですか。

職員は起訴されたわけでしょう。それで、結局は裁判所から刑事罰を受けたわけですから、職員がそういう処罰をされたことによって、監督者としての責任を取るのだと。処罰された職員というのは、懲罰委員会の中で戒告にしたわけでしょう。懲罰委員会の答申は違ったにしてもです。今度は、地方公務員法上の処罰を受けなければならない。公務員は民間と違って、刑事罰を受けただけではなくて、今度は組織内のいろいろな処分を受けるという二重のことがあるわけです。

そこら辺のところは、部署は替わったにしろ、職員にはどういうふうに反省させているのか、 罪を憎んで人を憎まずと言いますが、次の自分の未来のために、公務員としてきちんと法を守っていく、そういうような考え方というのは組織の長としても指導しなければならないと思いますが、そこら辺はどういうふうに考えているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 組織としては、懲罰委員会で決定を受けたということになります。そ

の中で弁明の機会もあったというふうに聞いてございますが、当該職員は、当然のことながら 非常に反省をしているということでございます。

これからの仕事についても重く受け止めながら、これからの職責を全うしていただきたいというふうに考えておりますし、本人は猛省をしているというふうに思ってございます。 以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。
  渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** あまりこういう場で言いたくないけれども、あまりにも上っ面にしか 思えないのです。

私も、昨日の弁明で、機会も与えた、その内容は喜んでいましたかとソフト的に申し上げま した。

比較すると、この前の全員協議会で、地方創生推進室長が、ちょっとした経理上の失態で、減給1か月でしたか、自ら全員協議会で、涙声で、町民にも議会にも大変申し訳ございませんでしたと。それと比べると天と地ほど違うではないですか。そういうところが地方自治の崩壊だと言っているのですよ。公務員らしくないと。なぜ頭を下げるのがそんなにできないのですか。頭を下げるのにお金はかからないですよ。笑顔もそうです。そして次に進めばいいではないですか。どうしてそういうリーダーになれないのですか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほども言いましたように、当該職員は、懲罰委員会においても、非常に反省をしているということでございますし、私に対しても、申し訳なかったということを申しておりました。これからの仕事についても、繰り返しになりますけれども、反省をしながら、しっかりと取り組むというふうになっております。

差があるというふうに言われますけれども、私はそのようには取っておりませんが、これから職員の綱紀粛正についても、より一層厳しく、当たり前ですけれども、町民のために、町のために勤めているわけですから、そういったことを念頭に置きながら、仕事に精励していただければというふうに思っております。これは、リーダーとして、これからも全職員に向けて話していくべきものであるというふうに思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** くどくどと言っていますが、簡単なのです。地方創生推進室長は、会計の処理でいろいろな失態があった。全員協議会でもおわびがあった。私は、懲罰委員会で弁明をさせて何を言ったかは分からないし、町長に何を言ったかは分からないけれども、そういうことではなくて、本当に反省しているのであれば、例えば全員協議会に来て、議会を混乱させました、町民に多大な迷惑をかけましたとかね。

平成12年のフィッシャリーナの少しの改ざんとは違うのです。その人は首になってもういませんけれども、今はいるのですよ。これから一緒にやるのであれば、そういう場面をあなたがつくってやるべきではないかということを言っているのですよ。

〇議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第72号 豊浦町税条例の一部改正について

〇議長(根津公男君) 日程第3、議案第72号 豊浦町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹林町民課長。

**〇町民課長(竹林善人君)** 議案第72号 豊浦町税条例の一部改正についてご説明いたします。 豊浦町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律などが公布され、個人町民税については、住宅ローン控除の適用期限を延長すること、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加すること、その他所要の改正を行うため本条例を改正する必要があり、この条例案を提出するものでございます。

別紙条例改正条文の朗読を省略し、別添、豊浦町議会定例会12月会議説明資料のほうをご覧 ください。

2ページになります。

改正内容でございますが、個人町民税の法律改正に伴う規定の整備及び条文整理でございま す。

- ①として、個人町民税における合計所得金額に係る規定の整備として、給与所得者及び公的 年金受給者が、退職手当等の所得を有する一定の配偶者の氏名を記載する改正でございます。
- ②住宅ローン控除の適用期限延長等に伴う改正として、適用期限、令和3年12月までを令和7年12月までに4年間延長するとともに、住宅ローン控除の控除率、控除期間等の見直しをする改正でございます。
- ③上場株式等の配当所得等に係る課税方式に係る改正については、所得税と個人住民税での 課税方式を統一する改正でございます。

議案書 7ページにお戻りください。

附則として、この条例は、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第2項は、先ほどご説明いたしました①と②の規定で、令和5年1月1日施行でございます。 第3項は、③の規定でございまして、令和6年1月1日施行でございます。

また、経過措置についても併せて規定いたします。

以上で、説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 条例の一部改正についてはルールなので、この提案理由もいいのですが、この対象者はどのくらいいるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- ○町民課長(竹林善人君) まず、①の配偶者に係る部分では、令和4年度の退職所得関係で

は、2名ほど該当しそうな方がおります。

住宅ローンの控除に関しましては、ここ数年では年間10件程度の新築がありますので、その 適用者、関係者がいると思われます。

上場株式等の配当に関しましては、令和4年度の住民税の対象者では、該当者は5名おりました。

以上でございます。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

- ◎議案第73号 豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の 一部改正について
- 〇議長(根津公男君) 日程第4、議案第73号 豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の 医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹林町民課長。

**〇町民課長(竹林善人君)** 議案第73号 豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案の理由としては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたため、条例の一部を改正する必要があり、この条例案を提出するものでございます。

別紙条例本文の朗読を省略しまして、別添の条例改正等新旧対照表をお開きください。 14ページになります。

新旧対照表の第3条におきまして、高齢者の医療に関する法律で2割負担となる者を対象と する旨の改正をすることと文言整理を行っております。

議案書の10ページにお戻りください。

附則として、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。 第2項では、経過措置を規定いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山田議員。

**〇1番(山田秀人君)** 今の説明は抽象的で、ひとり親家庭の医療費を助成する条例なのですが、助成するに当たって、これが該当するひとり親の家庭に損害を与える改正なのか、それと

も利益を生ずるものなのか、そこら辺のところがはっきり説明されないと、法律が変わったから条例を改正しますというだけでは説明が足りないです。もう少し核心をおっしゃっていただければ分かりやすいです。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 今回、10月から後期高齢者の改正が行われまして、2割負担になる方がございます。その中で、重度心身障害者、重度医療を受けている方が後期高齢者のほうで2割負担になると負担が増えるので、その部分を重度の1割負担の対象にしますという改正になります。

現在、10月に後期高齢者で2割負担となる方が12名おりまして、そのうち、重度心身障害者の 医療費を受けている方が4名おりますので、これらの方については重度の1割負担の適用にす る形になります。ですので、あくまでも2割負担にならないように1割負担にしますという改 正になります。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 高齢者の医療費負担が2割になるというのは、社会保障制度を改悪するという国民から言わせると非常に悪い法律だったのです。この改正によって、重度の人も2割になるのだけれども、1割負担に据え置く人も出てきますよということです。それは全部ではないです。だから、この改正は半々ぐらいでよくないということにならざるを得ないのではないかと思うのです。この条例で全部助けるのならいいのです。高齢者でも重度の人は2割なので、全部を1割に該当させるという条例なら分かるけれども、そこら辺のところが違うわけです。少しは1割になる人もいるということですが、これから外れて1割にならない人というのは何かの基準があるわけでしょう。それは所得なのですか。どうですか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- ○町民課長(竹林善人君) 2割になる方は全部で12名いるのですが、そのうち、8名の方は、 所得の限度額を超えているため、今回1割にならないという方々でございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

**○議長(根津公男君)** なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う人あり)

**〇議長(根津公男君)** 異議ありの声がありましたので、これより採決を行いたいと思います。 採決については、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、採決については起立により行います。

初めに、原案に賛成の方々の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第73号 豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条

例の一部を改正する条例については、原案どおり決しました。

#### ◎議案第74号 豊浦町老人医療費の助成に関する条例の廃止について

○議長(根津公男君) 次に、日程第5、議案第74号 豊浦町老人医療費の助成に関する条例 の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹林町民課長。

**〇町民課長(竹林善人君)** 議案第74号 豊浦町老人医療費の助成に関する条例の廃止についてご説明いたします。

豊浦町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由としましては、平成20年3月末で老人保健制度が廃止され、平成20年4月より後期 高齢者医療制度が創設されたことにより、北海道と共同して実施している助成事業が平成20年 3月末で廃止されており、本条例が運用されていないため、条例を廃止する必要があり、本条 例案を提出するものでございます。

12ページの別紙を朗読します。

豊浦町老人医療費の助成に関する条例は、廃止する。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

O議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分 再開 午前11時20分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

#### ◎議案第75号 豊浦町公の施設に係る指定管理者の指定について

〇議長(根津公男君) 日程第6、議案第75号 豊浦町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長谷部水産商工観光課長。

**○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 議案第75号 豊浦町公の施設に係る指定管理者の指定 についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、豊浦町公の施設に係る指定手続等に関する条例に基づき、豊浦町地場産物販売加工施設すいしゃに係る指定管理者の候補者を選定したことから、指定管理者の指定に関し、議会の議決を求めるものでございます。

豊浦町公の施設に係る指定管理者の指定に関しまして、公の施設の名称につきましては、豊浦町地場産物販売加工施設すいしゃです。

指定管理者となる団体の名称等につきましては、北海道虻田郡豊浦町字旭町21番地2、一般 社団法人噴火湾とようら観光協会理事長、金丸 孝様です。

指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

O議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

- ◎議案第76号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第7号)について
- ◎議案第77号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- ◎議案第78号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- ◎議案第79号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- ◎議案第80号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- ◎議案第81号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第4号)について

〇議長(根津公男君) 日程第7、議案第76号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたしますが、日程第8、議案第77号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第9、議案第78号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第10、議案第79号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第11、議案第80号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第12、議案第81号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第4号)についての補正予算案につきましては、繰出金の関係において関連があることから、一括して説明を求めることといたします。

提案理由の説明を求めます。

須田副町長。

〇副町長(須田 歩君) 議案第76号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第7号)につい

てご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ1億1,656万7,000円を 減額し、総額を54億7,195万4,000円といたします。

また、議案書17ページの第4表、債務負担行為補正により追加し、議案書18ページの第5表、 地方債補正により地方債を変更いたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な事業につきましてご説明いたします。

初めに、歳出についてですが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精算による減額分と繰越事務の不備により生じました返還分を合わせまして、追加補正いたします。

また、水産系雑物の処理に関する課題や実情を踏まえ、地域の漁業振興に資するため、伊達市、洞爺湖町及び豊浦町による広域協議会を設立し、目的達成のための事業を実施するため、 負担金を追加補正いたします。

そのほか、天然豊浦温泉しおさいサウナ改修工事、中央公民館電話設備更新事業、公共下水 道事業特別会計や国民健康保険事業特別会計への繰出金の所要額を追加及び増額いたします。

減額の要因といたしましては、天然豊浦温泉しおさい屋上防水・外壁改修工事の次年度への 見送りや各種工事の完了により工事費が確定したこと及び各事務事業の精査によるものでござ います。

歳入につきましては、財源調整といたしまして、国庫補助金の社会資本整備総合交付金を増額し、町債につきましては減額措置いたします。

次に、一般会計の繰入金を伴う特別会計補正予算の概要をご説明いたします。

議案書の36ページをご覧ください。

議案第77号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申 し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ387万5,000円を追加し、 総額を3億4,679万9,000円といたします。

また、議案書39ページの第5表、地方債補正により、地方債を変更いたします。

補正の主な目的でございますが、歳出では、配水管の移設に係る実施設計委託業務や簡易水 道配水管布設工事の所要額の追加、また、原油価格高騰や円安の影響等に伴う電気料の上昇に よる所要額を増額補正する一方、令和3年度簡易水道事業の消費税予定納税額を減額措置いた します。

歳入では、歳出に係る財源調整といたしまして、一般会計繰入金を減額措置いたしまして、 町債につきましては増額いたします。

次に、議案第78号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について ご説明申し上げます。

議案書の45ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ991万8,000円を追加し、 総額を2億5,855万3,000円といたします。

また、議案書48ページの第5表、地方債補正により、地方債を変更いたします。

補正の主な目的ですが、歳出では、道路拡幅工事に伴い、公共ますの移設に係る事業費や汚水管布設工事の所要額の追加、また、原油価格高騰や円安の影響等に伴う電気料の上昇による

所要額を増額補正する一方、合併処理浄化槽の工事に伴い、設置基数の減少により所要額を減額措置いたします。

歳入では、歳出に係る財源調整といたしまして、一般会計繰入金や町債については増額措置 いたします。

次に、議案書の56ページをご覧ください。

議案第79号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ145万5,000円を追加し、 総額を6億9,842万1,000円といたします。

補正の主な目的ですが、歳出では、医療機器整備に係る事業費を増額いたします。

歳入では、歳出に係る財源措置といたしまして、道負担金を増額措置いたします。

次に、議案書の64ページをご覧ください。

議案第80号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申 し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ5,055万8,000円を減額 し、総額を5億6,072万7,000円といたします。

補正の主な目的ですが、歳出では、介護保険システム改修委託料や令和3年度の負担金等の 精算に伴い返還金が生じましたことから、所要額を増額いたします。

また、介護サービスの利用に伴う介護給付費負担金の決算見込みより、所要の経費を減額措置いたします。

歳入では、歳出に係る財源措置といたしまして、国庫負担金、国庫補助金及び道負担金など を減額措置いたします。

次に、議案書の76ページをご覧ください。

議案第81号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第4号)について ご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ34万円を追加し、総額を3億352万円といたします。

補正の主な目的ですが、歳出では、原油価格高騰や円安の影響等に伴う電気料の上昇による 所要額を増額補正する一方、自立分散型エネルギー設備等導入計画策定業務委託料の契約差金 が生じましたことから、減額補正をいたします。

歳入では、歳出に係る財源措置といたしまして、道補助金を増額措置いたします。

以上、議案第76号から81号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、初めに、議案第76号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第7号)について、質疑を許します。

山田議員。

○1番(山田秀人君) 一般会計の補正なのですけれども、これを見ると、しおさいの改修工事をやめてしまって、その分のお金が約1億3,500万円、これを来年度に延ばしてしまうということで、今年度はしなくなった。それと、残念ながらコロナの交付金を返さなければならなくなってしまった。そういう中での補正予算と言えばそれに尽きるわけですけれども、強いて言えば、物価高騰によって灯油などの燃油が値上がりして、増額補正せざるを得ないというような、そんな補正しかないのかなという気がするのですが、副町長、捉まえ方としてはそんな感

じでよろしいですか。

- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** ただいま議員からお話のありました補正の内容につきましては、主にそのような内容となってございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 31ページの工事請負費、天然温泉しおさいのサウナ改修工事766万7,000 円の追加ということなのですけれども、このことについて質問させていただきたいと思います。 緊急性をもって対応しなければならないことでの追加補正だというふうに私は理解するので すけれども、改修工事なのですけれども、部分改修なのかサウナ室の全面改修ということなの か、まずはそれをお伺いしたいと思います。

また、この財源は一般財源ということだと思うのですけれども、その財源をもう少し詳しく、 どの財源を使って補正するのかということもお聞かせいただきたいと思います。

もし部分改修ということであれば、今、資材の高騰が一番高いと理解しているのですけれど も、できれば来年度の予算で実施することによって、コスト削減というものが出てくるのでは ないかという考え方を持っているのですけれども、それらのことについて質問させていただき たいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** お手元の12月会議追加説明資料を見ていただきたいと 思います。

3ページの一番上の写真、米印で壁以外と書いてありますが、要は、黄色い部分も含め、壁以外全て改修することになっていますので、全部改修ではございませんが、ほぼ全面的な改修に近いものでございます。

資材の高騰についてですが、見積りを取った業者に確認したところ、この改修に伴う木材につきましては、普通の木材とはちょっと違いまして、乾燥しやすく耐久性のあるものということで、サウナによく使われる資材になっています。

一般の木材につきましては、今後、値下がりするような動きもあるというお話ですが、今回 この改修に使う木材につきましては、今、サウナの人気が高まってきて、物もなかなか入りづ らいというところと、価格についても現状の値段で推移すると予想されております。

私からは以上です。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 歳入の財源につきましては、基本的には財政調整基金の取崩しでございますが、今回、執行見込み残が相当出ておりますので、相殺されてということにはなりますけれども、対応としては財調基金ということでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **○7番**(石澤清司君) この資料をいただいて、直さなければならないということは分かった わけなのですけれども、私が申し上げたいのは、このことについては、前任の商工会のときか ら、この改修をしていただきたいという要望は毎年出されていたのではないかと推測するので す。本来であれば、今年度の予算の中で対応していくことが建前というよりも、現場を見て、 やらなければならない順番を確定して対応していく、考え方としてはそういう進め方ではない かと思うのです。

たまたま今年は経営している人が代わったということもあるのですけれども、前任の商工会さんが経営してきた中で、要望も出されて、早く対応していただきたいということもあったのではないかと思うので、町の施設として、管理に当たって、必ず現場を見て、どういう状況なのかを判断するよう心がけていただきたいと考えるのです。

今回は760万円ということですけれども、業者さんが言うには、来年になっても資材が下がることはないという話は当然ですが、今の経済状況からして、年をまたげば資材も潤沢に戻ってくるだろうし、円安も135円と上がってきていることもあるだろうし、そんなところを見ると、今は緊急的に手直しをして、来年度に向けて全面的に改修していくのが望ましいのではないかと思います。

本来であれば、全面改修をして、お客さんに満足のいく施設をつくる、また、今はサウナが脚光を浴びている状況ですので、そういうことも取り入れて、魅力あるサウナにしていくよう考えていくことが経営上必要ではないかと思います。そうなれば、次年度予算の中で対応するということにして、今回は一時的に部分改修で対応していくと考えるのが常道ではないかと思うのです。

もし改修するのであれば、今、全面的に改修をして、時代に合った、顧客の要望に応えられるようなサウナにしていくことが望ましいと考えるのですが、この補正予算では緊急的に対応しなければならないということですけれども、その辺の整合性も含めて、どのように考えて進めようとしたのか。

課長は6月に異動で代わったばかりで、その前からいる係長が主体的にやったのかなと思うのですけれども、考え方としてはいかがなものかと思いますので、そんなところも含めて、いま一度ご答弁をいただければと思います。

- ○議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 石澤議員からいろいろお話がありましたけれども、まず、考え方としまして、どうして今回なのかというところでは、全協のときもお話しましたが、一人けがをされた方がいらっしゃったというところが一番大きいです。

私も現場を見に行って、写真にもありますとおり、かなり危険なことになっています。ささくれ立っていたりというところがありますので、全面改修というよりは、壁の部分はまだまだ使えますので、そこの部分は経費的な部分も考えまして、抑えていきたいというところがあります。

相対的にいろいろ考えた結果、緊急性が高かったものですから、今回、このように補正を上げさせてもらって、改修したいという考えでございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 私は勝手に心配するのですけれども、今、サウナが非常に脚光を浴びているのです。いろいろなサウナの方式もあって、それを今度新しく取り入れたいと言っても、今、改修すると、行政側としては、3年、4年、5年たった後に考えていくということになるのではないかと思うものだから、それをやるのであれば、今回の緊急的な直しだけではなく、お客さんが要望しているようなシステムを取り入れて、サウナを改修していくという考え方も一つの方法でないかと思っているのです。緊急であれば、今は、その部分だけを直して、次年度予算の中で全面改修していく考え方もあるのではないかと思うので、その辺も含めて、いま一度、ご答弁をいただければと思います。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- 〇水産商工観光課長(長谷部 晋君) 石澤議員がおっしゃることも分かるのですけれども、

指定管理者の方ともサウナの中身について、このままでいいのか、それとも何か工夫してなど の検討をした上で、現状、支障のあるところ、大体9割方ですが、改修していただきたいとい う要望がありましたので、それに基づいて今回提案させていただいております。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。
  勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 同じく31ページで、18節負担金の地域おこし協力隊交付金のことについて、全協でも説明があったのですけれども、私は聞きそびれたものですから、ここでお聞きしたいと思います。

地域おこし協力隊の応募がなかったということですけれども、これはどういう形で応募した のか教えていただけますか。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 今回、減額補正ということで上げさせていただきましたけれども、 当初予算では、現員7名に加えて2名の方に来ていただきたいという目標を掲げて募集したの ですけれども、来られませんでした。

募集の方法はいろいろ手を打っておりまして、ホームページ、パンフレットの設置などのほか、就農フェアという各市町村が共同で就農の窓口を設置する機会がありますので、札幌とか東京に担当者が出向いていって、そこで豊浦町で就農しませんかというアピールを行いました。 ブースに来られる方はいたのですけれども、残念ながら就農につながらなかったということで、当初、目標と掲げていた2名分について減額させていただくところでございます。 以上です。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** 一生懸命やられたけれども、来なかったということです。大岸の鉱山 分校を中心に使っておられるのではないかと思いますが、この管理体制もあります。これが来 年度もどんどん少なくなっていくと、農業の振興に関して大変かなと思うのですけれども、今 後の考え方として、協力隊についてどのように考えておられるのか、お聞かせ願えますか。

また、この減額に対して、来年はこの分を減額しながら予算を組んでいくということになっていくのか、それも含めてお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- 〇農林課長(井上政信君) 農業研修期間は3か年ということで、どんどん卒業していく方がいらっしゃるので、それを補充する形で、新しい人をどんどん呼び込んでいくのが理想的ではあるのですけれども、担当者との情報交換の中では、感覚的なことではあるのでしょうけれども、一時期は就農ブームの流れがあったのですが、これが過ぎた感があるということがあります。

これは、豊浦町に限らず、近隣の伊達市や壮瞥町なども今年は応募がなかったと聞いているので、当初、就農に興味のあった方は、それぞれのところに落ち着いてしまったのかなというふうに思います。

このままでは駄目だと思っていて、来てくれない状況の中で、どういったところが弊害になっているのかということですが、例えば、今は夫婦で来てくださいと言っているのですけれども、単身での応募も認めるとか、持参金で500万円を持ってきてくださいというのは非常にハードルが高いのではないかという議論もありますので、この規制緩和も考えながら、応募につなげていけたらと思っています。

今、高齢化等で離農が進む中、担い手不足ということですから、これは重要な事業だと思っ

ていますので、来年度も引き続き推し進めていきたいと考えてございます。 以上です。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 前向きな、建設的な意見を聞かせていただきました。

今回はいないから減額するけれども、来年も引き続き力を入れてやるという考え方でよろしいですか。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 力を入れてやっていくのですが、来てくれるかどうかは相手あってのことですけれども、精いっぱい頑張っていきたいなと考えてございます。 以上です。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 今の関連なのだけれども、課が替わって浅いとかそんなことではなくて、替われば逆に大所高所に立って見られるから、先がよく分かるのではないかという思いもあるのです。

当初、移住定住に向けて研修をして、親方に指導してもらって、そして独り立ちをしていく という状況の中で、当初から研修をしてもらって、3年過ぎて自立できている方の現状を教え てください。

それから、これは町長就任のときから、稼げる農業というテーマで、簡単に言えば、ひもつきの補助金などをもらってきて、豊浦の人口のためとか様々な目的でやっているけれども、今、課長から、時間がたって、一時の熱意や姿勢が低下してきたような話もあったけれども、次年度は次年度として、協力隊員についてどんな見方をしていますか。

現状と3年間やって事業をしている人が何人いるのか、その辺の効果についてどんな評価を しているのか、お尋ねしたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- 〇農林課長(井上政信君) この事業は始まったばかりで、時間が必要な部分もあって、3か年たって卒業された方はまだ限られた人しかございません。令和2年度に1名、昨年度2名ということで、まだ3名の方しか就農に至っていないところで、来年度はまた卒業生がいますので、事業の効果として見えてくるのはこれからなのかなと考えてございます。

先ほどの答弁で、やる気がないといった誤解を招いたかもしれませんけれども、そういうことではなくて、一時期就農ブームがありまして、脱サラなどで農業をやってみたいという考え方があった人は、各地の農業制度の受皿の中に随分入り込んで、ここ二、三年は残った人が限られている感もあって、今は少ないパイを全国の農業地帯で取り合っているといった状況をブームが落ち着いていると申し上げたのであって、決して農業に力を抜いているといった意味合いではありません。

今後の展望としましては、今言ったように、少ないパイを取り合うことにはなるのですけれども、豊浦町として、受入れする体制、受皿をなるべく広く持ちたいという意味から、繰り返しになりますけれども、要件の緩和なども見直しを図った中で呼び込んでいきたいと思っています。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) また議論の機会もあると思いますので、結構です。

次に、概要書の28ページで、建設課車両係、7トンダンプ修繕業務です。当初の目的、補正の目的、事業内容も分かるのですが、もう少しご説明願えますか。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** ただいまの 7 トンダンプの修繕業務でございますが、写真で説明 させていただきたいと思います。

概要書の29ページ、30ページにそれぞれ写真を載せてございますが、写真①が今回の対象車両の7トンダンプでございます。

写真②は、デフといいまして、積算の基礎にも書いてありますが、後輪の差動装置というものになります。写真②のタイヤとタイヤの間にボックスが見えると思います。30ページの写真③はそれを拡大したものになりますが、タイヤとタイヤの間の丸い部分の中に、写真④の今回の破損箇所でありますギアが入っております。写真が白黒で分かりにくいかもしれませんが、写真の中央にギアが欠けているところが確認できるかと思います。

今回、このギアが破損して走行不能になったことによって、修繕費150万円を増額補正させていただくような内容となっております。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 細かく説明を受けたけれども、これは運転が下手でギアがおかしくなったのか、それとも走行距離や年数などによる劣化なのか、その点はどうなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- ○建設課長(武石 修君) 説明不足で申し訳ありません。

これは納車になって4年経過しておりまして、走行距離は2万5,000キロほど走行してございます。

今回の欠けた原因としましては、先ほどもお話した差動装置といいまして、右と左の車輪の回転の差が大きく生じないようにするものなのですが、詳細原因はいろいろ究明しても不明ということになっておりますが、左右のタイヤの回転差が大きく生じたことによって、ギアが破損したものと思われるということで押さえております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 同じく議案書の31ページ。これも建設課土木係になっています。 原油の高騰だとか燃料調整単価に関する補正については問題ないのですが、ロードヒーティ ングの箇所はどこで何か所あったか、そこをお尋ねします。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 今回補正させていただいた中のロードヒーティングについては、 町内9か所ございます。

全部申し上げるとあれなのですけれども、場所は、中学校線の国道と交差するところ、あとは、とわに一の横と上と下にそれぞれついております。

それらを含めまして、町内9か所の分を今回補正させていただいております。 以上です。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時00分再開 午後 1 時00分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

山田議員。

○1番(山田秀人君) 概要書を見ながらお話をしていきたいと思います。

1ページ、総務課の庁舎維持管理業務として、光熱水費約150万円が補正増となっております。 電力会社は、今、再生エネルギーを利用していろいろとやっているようで、何社かあります が、今日はA電力会社、明日はB電力会社というような選択みたいなものはあるのですか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 庁舎の電気料についてですけれども、電力会社は北電です。 ただ、いろいろ電力会社がございますので、更新時期は2月1日になりますけれども、その 全て、5社ぐらいあったと思いますけれども、全てから見積り等を取り寄せて、その中で一番 安かったのが北電ということで、現在の契約に至っています。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今日も庁舎は寒いのですが、ヒートポンプによって、庁舎に勤務している人は寒さでえらい迷惑がかかっているのです。そこら辺は、この影響もあるのですか。電気もたくさん使われるという格好になりますか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 今回の補正については、電力の使用量というよりは単価の上昇でございまして、燃料調整額というところですけれども、その影響ということで、今回の増額補正でございます。

以上です。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 次に、3ページの自治会街灯管理交付金ですが、これは自治体負担というのが出てくるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- **〇総務課長(本所 淳君)** 豊浦町で4分の3を助成してございますので、自治会負担としては4分の1でございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** なかなか数学的なゆえに自治会負担が増える、今のお言葉の陰にはそういうことがあるということですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- **〇総務課長(本所 淳君)** 元の単価が上がっていますので、自治会の負担も、それに見合った分、上がるということでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 自治会の皆さんはうんと言っているのですか。

いろいろな原因によって街灯の電力負担も増えるのだと、これは想定内だから自治会も当然 負担してくれるでしょうということで、これも合意の上の話なのですか。

どこかの自治会から、そんなものは知らない、あなたたちの責任ではないかと言われたら、

そういうふうにはならないのですね。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) あくまでも助成率で合意をしておりますので、それ以上の部分ではございません。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今、物価高騰とか電力で、政府から地方創生交付金が来るわけですが、 ここにはそういうものの活用はしていないということなのですね。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) この分には、コロナ交付金を充てておりません。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 次に、4ページですが、2,100万円の穴埋めはどういうふうになるのですか。

補助金をもらうつもりで事業をやってしまったけれども、その分はもう国から来ないので、 返すということは、どういう格好になるのですか。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 当初予定していたコロナ交付金の事業には、満遍なく 充てられております。

ただ、余った金額を、最終年に延びた光ファイバー整備事業にさらに増やすことができるという前提で動いていたのですが、事務の手違いで、さらに増やすということができなくなったということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** そのお金というのは、光ファイバー設置事業に充てるつもりだったのだけれども、金額が少なくなったから、そこに充てるべきものが充てられなくなったと。どこかを削って我慢してもらうということにはならないのですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) あくまで返還ですので、既にいただいている交付金を返すという 扱いになります。

そして、本来返さなくていい交付金を、本来であれば光ファイバーのほうに充当することができたのですが、返すために充当できませんので、工事費の内容は変えずに、過疎債を増額補正して充てたということでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ある程度もらえると思って仕事をやってしまったのだけれども、事務的な手続によってうまくいかなくて、返さなければならなくなったのだけれども、仕事はやってしまった。その穴埋めとして地方債を発行して、こっちに持ってきたと、そういうことになるのですね。分かりました。それは総務課長の責任になるわけですね。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) そこについては、私たちも事前に知ることはできませんでしたので、その状況の中でどう対応したらいいかということで、過疎債を充てさせていただきました。以上です。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。

- ○1番(山田秀人君) 次に、6ページのアイヌ文化体験交流施設ですが、これは冬期間も閉鎖しないでそのままやるために約38万円の光熱費を使うということになるのですね。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 電気料については、あくまでも物価上昇で増えている分です。 ただ、浄化槽のほうは、電気料プラス施設を通年で運営しておりますので、その分で増えて おります。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 次に、20ページ。農林課の地域おこし協力隊事業、農業研修を受け入れる事業なのですが、最近は農家をやるために研修したいという人が豊浦にはあまり来ないのですが、これはどういうことなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- ○農林課長(井上政信君) 午前中の答弁と重複する部分がありますけれども、農業に新規に 従事したいという人自体が減少傾向にあるということで、決して豊浦町に来てくれないとかそ ういうことではないのですけれども、各市町村で少ないパイを取り合っている状況になってい ます。

現在、豊浦町はいろいろな条件を厳しくしてしまっているため、その条件に合致しないことが理由で来られない人がいるとしたら、そこを救っていきたいので、例えば、年齢要件を緩和するとか、夫婦でなくてもいいとか、あと、持参金の500万円というのがハードルが高いようですので、これを下げたり、そういったことを考えて進めてまいります。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 農家をやるということは非常に大変な話で、今の農業情勢はひどいですよね。畜産をやるといってもえらい損害で、今、畜産農家を助けるというような話も北海道の中で出ていますから。

生徒を集めるということは、ほかと比べて秀でているところがないとなかなか来ない。パイが小さくなるから。だからそういう工夫をしないと、研修施設も一つの学校みたいなものですから、こういういいものがあるよ、こういうものができるよということをやっていかないと駄目ですね。

これはあくまでマイファームに全部頼んで募集させるという、以前と変わらない格好の募集 の仕方なのですか。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 従前のやり方は引き続き行っていきますし、新たな工夫として、今、研修生がいろいろ実績を積んでいますから、例えば、就農フェアに研修生も一緒に行っていただいて、豊浦町のいいところを一緒になってPRしてもらうとか、経験者から語るというような形でやってもらうとか、いろいろな工夫をしていきたいと思っています。

ほかにもアイディアがあれば、それを取り入れながら、あらゆる手段を使って募集をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。 (「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第77号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、 質疑を許します。

山田議員。

- ○1番(山田秀人君) 42ページですが、漏水で22件減免したと。かなり大々的な漏水があったということなのですか。1か所で漏水があって、それが22件に影響したのか、それとも別々に22件あったのか、これはどういうようなことなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** この漏水については、本管が漏水したものではなくて、各家庭における漏水が22件、重複納付が3件あったことから、今回の補正に至ったものでございます。 以上です。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 各家庭における漏水ということで、町がその分を減免しなければならないということは、町の設備に何か漏水する原因があって、応急処置をしながら、今回は漏水したにもかかわらず水道料金をもらっていたので、還付するのだけれども、施設も直さなければならないという問題も伴っているのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** あくまで宅内、例えば、水落としの栓が壊れていたために漏水が発生したとか、そういうものが今回の22件の内訳になります。

以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今の関係だけれども、重複納付というのはどういうふうに受け取ればいいのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 基本的には納付書でお支払いいただいた方が主になります。 例えば、納付書をなくしてしまったということで、町のほうで再発行して納めていただいた のですが、その後、見つかった納付書で再度払ってしまったということで、重複納付が発生してしまいましたので、その分をお返しするために今回補正するということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** そちらのほうで納付書をなくした、なくさないは別問題として、さきに利用者が払ったというにもかかわらず、課のほうでまた納付書を送って、調べた結果、納付されていたという意味ですか。
- ○議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** こちらのほうから二重で請求を送ったのではなくて、ご本人からなくしたという申出があったので、窓口で再発行して納めていただいたのですが、家に戻って

から、気づかずに同じ月のものを払ってしまったということです。 ですから、町のほうから2度請求するということではございません。 以上です。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第78号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、 質疑を許します。

渡辺議員。

- **〇6番(渡辺訓雄君)** 50ページのマンホールの修繕ですが、改修見込みの件数が当初より増になったという目的になっていますが、これについて説明願います。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 公共ますとマンホールの修繕についてでございます。

当初は100万円の予算で、予定では5件分の修繕と新築家屋等があれば、公共ますの修繕という形で5件分を予算計上させていただきましたが、最近新しい家が増えたこともあって、3件ほど増えましたので、その分を増額補正ということで提案させていただいております。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 様々な事情で増えるのはいいけれども、何か理由があったのかお尋ね します。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 今回3件増えた要因は、先ほど申し上げましたが、新築家屋が増えたということが要因となってございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 48ページの還付金の関係ですが、これも事業内容は漏水による減免と 重複納付があるのだけれども、漏水は分かりましたけれども、重複納付について説明してくだ さい。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 重複納付の3件につきましては、先ほどの簡易水道と同じ考え方になりますが、当町では水道料と下水道料を合わせていただいておりますので、先ほどと同じ3件ということで、今回補正させていただいております。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

山田議員。

**〇1番(山田秀人君)** 51ページなのですが、道道の拡幅の関係で、まちなみ整備事業による 工事なのですね。

浜町から高岡側に向かっていく、まだ拡幅していないところで、浜町の公営住宅に入るT字路、昔、河村商店があったところの道路があるでしょう。あの道路は、公営住宅から道道に出るときに、T字路のところが急に片方だけ狭まっている。

あそこにますがあるのかどうか分からないけれども、そこを移設するのであれば、道路は幅 員が減少しないで、そのまま道道になるのだけれども、そこにますがあるからそういうふうに なっているのかどうなのか、今回の公共ますの移設はどこまでするのですか。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 今回は工事ではなくて設計委託費になりますが、拡幅工事自体は、 山田議員がおっしゃった、小路に入ってくる町道とのぶつかり合いのところだとお伺いしまし たが、最終的に道道の拡幅は、そのちょっと先までが道道となっておりますので、そこまでの 工事をやる上で、今回、ますの移設という形で設計をする予定になってございます。 以上です。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 町道と道道の接するところで、片方の幅員が減少しているということで、そこが解消されればとても通りやすくなるということで、ぜひ一度見ておいてほしいと思います。早く改修してもらいたいなと、私はあそこを通るので気になっているのですよ。

武石建設課長は分かっているのかなと思いながらいつも通っているものですから、ぜひそこのところは改良すればいいなと、ついでに道道のほうにやってもらえばいいのかなと。どっちが費用負担するのかということも気になったものですから、委託設計ということですから、見ておいていただければと。50%の瑕疵負担にならないように、今度はしっかりと見ておいてください。

以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 渡辺議員。
- ○6番 (渡辺訓雄君) 概要書の52ページ。事業内容の市街地区新築家屋に係る汚水管敷設工事の関係ですが、事業をやることに異存はないのだけれども、新築家屋に係る件数は何件で、どういう新築なのかを伺います。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 概要書52ページの新築家屋については、来年度2戸建つ予定がありまして、その後も計画的に建てていかれるというお話を受けております。最終的には10戸程度になるというふうに伺っておりますが、その分を今回の工事で敷設するという予定で、今回計上させていただいております。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 今後は、概要にその辺の説明を書いておいてください。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 52ページですけれども、2戸の後に8戸建って、合わせて10戸ほど建っていうことですが、これは民間の土地造成事業にならないのですか。東雲の一地区で10戸ぐ

らいになるのでしょう。そういうふうになりませんか。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **○建設課長(武石 修君)** 民間の土地というのがあれなのですけれども、東雲の一角に自分所有の土地をお持ちになって、何年かかけてになりますけれども、最終的にそこに新築家屋を10戸という予定があるというお話を受けましたので、先ほど水道のほうにもあったのですけれども、水道、下水を引かないというわけにもいきませんので、横には本管が走っておりますので、そこにつなげるような工事を行いたいということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ある程度の事業計画書というのは提出されているという、そういうことでないと、なかなかこういう事業というのは展開できないと思うのです。

今日建てたからやってくれ、また建てたからまたやってくれということにはならないと思うから、ある程度一定の固まった事業が町当局に提出されて、それで対応するという、そういう格好になるわけですから、そこら辺のところは、事前にそういうお話があったということにはなりませんか。

- 〇議長(根津公男君) 佐藤建設課長補佐。
- **○建設課長補佐(佐藤一貴君)** 事業計画書が提出されているのではというお話でございますけれども、そういったような計画であるということで、書類が出されているものでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番**(山田秀人君) 町の中の開発事業ということになると、本町の場合は都市計が引かれていないから、規制をするとか何をするというのはないかもしれないけれども、町の中のコミュニティの問題とか町並み形成に関わってくると、民間業者が土地をどういうふうにするか分からないけれども、地主さんがどこかの不動産屋に任せてやるのか、いろいろやり方があると思うのですけれども、土地造成をして10戸の家を建てるとなると、町もそこには関わらなければならないことになりますね。

そこら辺の規制の仕方とか、道路だってつけなければいけないでしょう。一定の幅員でやらないと除雪はできないということになって、東雲の共同住宅のところに家を建てて、車を置くところもなくて、町道に車を置いてしまうというような、そういう状況にならないような計画にしてもらわないと、後で困るということになるのですよ。

家を建てるのはいいけれども、全体の町並みとか道路の幅員とか、そういうものをちゃんと計画を出させてやらないと、後でにっちもさっちもいかなくなるということになるのですよね。 そこら辺は十分承知した上での予算づけということになるのですね。そこをきちっと捉えておかないと、結局は失敗するというか、せっかく町の施設がそこに入るわけですから、どうなのですか。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 議員からご指摘のあった道路につきましても、道路の幅員を3メートル取れるような形で、その辺の計画も全部含めて伺った上で、今回、水道、下水道の敷設ということで考えております。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 計画を伺っているということですが、環境アセス的な問題も出てくるのですよ。既存の住民がどういうふうにそこに関わるか。そこにそういうものができてしまって、いろいろな生活環境が変わるわけですから、そこら辺のところも出てくるのですね。

そういうのもきちっと押さえておかないと、あつれきができたら大変な話ですから、それも コントロールしながらやるということで、それも大丈夫ですね。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 計画をいただいた際には、地域の自治会等も含めた形で、周囲との関係性もできるような形でお話はしていますし、今後もそのような形で進めたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。
  渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 所管から上げられた補正内容を議論しているけれども、それだけでは 分からないのですよね。

10軒がどのように建つのか、相手側は規則、ルールにのっとってやると思うが、開発行為に当たるか当たらないか、私も中身をよく聞いていないから分からないけれども、何を言いたいのかというと、そのような団地形成でどういう活用をするのかは別問題として、支障のないように、町でインフラ整備することはいいですが、その辺の規則、ルールについては、支障のないようにしっかりと進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 今申し上げたとおり、開発する事業者には、地域の自治会や周りの環境等を含めてお話をさせていただきたいというふうに考えております。 以上です。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) そこに建つわけですが、道路がつきますね。その道路は町道に指定しなければならない。その道路部分は寄附をしていただくということになっているのですか。

町内には、寄附をしないで、個人の土地でいさかいが起きているところがあるのは承知していますが、そういうふうにならないように、そこもきちっと土地を無償譲与する。

まさか町が買うわけではないでしょう。そこら辺はどういうふうになっているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** ご心配をありがとうございます。

そこに関しては、既に町道の基準を満たすような道路を敷設していただいて、袋小路にならないような、通り抜けできるような形で考えていただいておりますし、今お話があったように、町道用として寄附をいただいた後、町道認定という形になろうかと。そういう話も既にさせていただいておりますので、そういった方向で進めたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** こういう大きな開発行為ですからね。小出しにしないで、隠さないで、こういうところがありますというぐらいはきちっと町民に明らかにして、個人情報は別ですよ、そういうことをやっておかないと、ずっと前からなぜ10戸建つのかといろいろ考えていたのですよ。不思議に思っていたところなのです。

そういうことですから、明らかにして、民間がやろうと、町がやろうと、そういう大きな開発事業になると、ほかにも影響が出るということは、自治体としてどうするかということですから、ぜひそれは明らかにすべきだということであります。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第79号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第80号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、 質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第81号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第4号)について、質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第82号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について 〇議長(根津公男君) 日程第13、議案第82号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計 補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋国民健康保険病院事務長。

〇国民健康保険病院事務長(高橋美香君) それでは、議案書84ページをお開きください。 議案第82号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明 申し上げます。

第1条、令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めると ころによるものでございます。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正するものです。

(4) の建設改良事業のうち、器械備品購入費について399万円を追加し、1,884万円といた します。さらに、施設費243万1,000円を追加するものです。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。 医業収益、医療費用それぞれ907万1,000円を追加し、病院事業収益、病院事業費用、総額、 それぞれ7億2,814万1,000円といたします。

第4条、予算第4条本文括弧書きの中、不足する額6,064万8,000円を661万1,000円増額し、6,725万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正いたします。 収入です。

1 款 1 項国庫補助金について71万円を追加し、629万2,000円とし、第 2 項企業債を90万円減額し、820万円といたします。

支出です。

1款1項建設改良費について642万1,000円を追加し、2,121万7,000円といたします。 第5条、地方債の変更は、第5表、地方債補正によるものです。

第6条、予算第7条に定めた棚卸資産限度額を71万9,000円追加し、1億1,234万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容についてですが、収益的収支につきましては、病院改革プランに基づき、リハビリテーションの充実を図るために必要な備品等の購入に係る所要額を補正するものです。

資本的収支につきましては、建設改良費として、医療機器購入に係る経費及び非常放送設備 の更新事業に係る所要額を補正するものでございます。

なお、財源につきましては、内部留保資金で対応いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 64ページ、委託料の病理検査ですが、人数や単価などの中身をお尋ね します。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 病理検査なのですけれども、通常は血液検査のみだったのですけれども、今回はコロナ疑いの患者が増加したということで、PCR検査の件数がかなり出ております。

当初予算では10件、20件ぐらいしか見ておらず、総額で月13万円ぐらいしか見ていなかったのですけれども、今回、コロナの P C R 検査を全体で680件やっております。それに伴って316万8,000円、1件当たり6,000円なのですけれども、そういった部分を見ていなかったので、今回その分を補正させていただいているものでございます。

以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) この病院の補正については、全員協議会でも議案の説明を受けましたけれども、今、事務長からお話があったように、財源の確保については、内部留保資金で対応するということですが、内部留保資金はたくさんあるのですか。まだ1兆円ぐらいあるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- ○国民健康保険病院事務長(高橋美香君) 1兆円はないのですけれども、まだございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎委員会報告 豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正調査特別委員会委員長報告 〇議長(根津公男君) 日程第14、委員会報告。

令和3年定例会12月会議に上程されました、議案第65号 豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、動議に基づき、委員会条例第4条第1項及び第2項の規定により特別委員会に付託されていたことから、会議規則第37条及び第38条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正調査特別委員会大里委員長、登壇願います。

- ○5番(大里葉子君) 本委員会に付託された調査事件について、調査の結果が決定しました ので、会議規則第72条の規定により報告いたします。
  - 1、調査事件。

議案第65号 豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

2、調査の経過。

令和3年12月17日開催の定例会12月会議において、ごみ処理手数料を値上げするものとして

本条例改正案が上程されましたが、値上げをする根拠が希薄であることや、諮問委員会(豊浦 町廃棄物減量等推進審議会)の答申とは非常に食い違った条例案を提出していること、近隣市 町の動向が定まっていないことから、委員会付託を求める動議が提出され、採決の結果、議長 を除く全員で構成する本特別委員会に付託されました。

同日、第1回の委員会を開催し、委員長に私、大里、副委員長に山田委員を選出しました。 令和4年1月14日に第2回の委員会を開催し、本委員会に付託を求めた動議の趣旨説明を受 け、担当課から、条例改正案の内容や西いぶり広域連合新中間処理施設の建設費に係る構成市 町の負担額や負担割合などの説明を受けました。

令和4年2月4日に第3回の委員会を開催し、担当課より、西いぶり広域連合負担金算定に 係る均等割の在り方や指定ごみ袋の取扱い及び売払い状況について説明を受けました。

令和4年2月24日に第4回の委員会を開催し、担当課より、ごみ処理手数料の値上げによる 1世帯当たりの負担影響額や指定ごみ袋1リットル当たりの重量の考え方、指定ごみ袋手数料 改正後の収入見込みについて説明を受けました。

令和4年12月8日に第5回の委員会を開催し、西いぶり広域連合新中間処理施設建設に係る 構成市町のその後の動向の説明を受け、質疑、討論の後、採決したところ、賛成少数で否決と なりました。

- 3、調査の概要及び結果。
- (1)条例改正案の趣旨。
- 一般廃棄物の減量化、資源化並びに適正な処理のさらなる推進及び受益者負担の適正化を図るものとして本条例案が上程されましたが、これは西いぶり広域連合の新中間処理施設建設に伴う建設費の関係から、構成市町に負担を求められたことが背景にあります。

同施設の建設費は、総事業費214億3,600万円で、交付金60億9,100万円を除き、構成市町負担額は153億4,500万円で、このうち当町の負担額は、令和4年度は1億300万円、令和5年度は2億7,800万円、令和6年度は1億4,100万円と、3年間の合計で5億2,200万円となっています。

この計算の根拠は、構成市町の負担割合によるもので、均等割が5%、計画ごみ処理割が95% となっています。均等割については、5市町で本町含めて1%ずつの割合で、本町の計画ごみ 処理量割は全体の2.259%、トン数では約1,055トンのごみ量を見込んでいます。

これにより、令和5年4月1日から、本町のごみ処理手数料を1リットル当たり、現在の2円から3円に1円値上げするとともに、ごみ処理券を現在の160円から240円に80円値上げすることとしたものです。

- (2) 本委員会における論点及び意見。
- ①西いぶり広域連合の議会と豊浦町の議会は全く別であり、単純に総事業費から交付金を除いた構成市町の負担になる負担割合を、なぜ均等割にしなければならないのか。
- ②西いぶり広域連合に関わる新中間処理施設の施設費については、豊浦町が100%支出することで対応していくべき。このごみ処理手数料の改正に建設費の負担は関係ない。
- ③ごみ処理の関係では、委託料3,440万円、西いぶり広域連合の負担金5,900万円の予算が組まれている。そのうち、この部分にこれだけの経費がかかるから、ごみ袋の負担をさせていただきたいと、町側としてもきちっと精査して提案してもらわないと、町民も納得してもらえないし、値上げの根拠も分からない。
- ④豊浦町廃棄物減量等推進審議会に諮問して、答申では、2年間かけて最終的に改定されたいということでしたが、諮問した側はそうではなく、一遍に使用料を上げるとしているが、なぜそうなったのか。

- ⑤値上げすることによって、ごみステーションに不法投棄が出てくる可能性があるのではないか。
- ⑥以前は自治体が全額負担していて、平成15年から有料化になった。今、原油価格の高騰で、インフラから食品に至るまで次々と物価の値上げが相次いでいる中で、ごみ処理手数料の値上げは町民の経済を悪化させる。
- ⑦経費がどうの、収入がどうの、収支のバランスで考えることではない。全体の町費の中で 自治体が負うべきである。
- ⑧所得格差のある中で、均等に一律の値上げをするのはどうなのか。住民に負担が押しつけられていく。
- ⑨来年度予算の経費も確定しない状況において、値上げを先行して検討するのは好ましくない。
- ⑩今、電気代、ガス代が年間1万円くらい上がるので、消費者は大変な状況にある。家計をどれだけ詰めていくかの中で、ごみ袋を値上げした場合の試算では、年間で約2,800円程度の負担増になるといったことからも、行政側はきちんと説明していただかないと、ごみ袋の値上げは理解できない。
- ①物価高騰といった今の経済状況において、ごみ袋の値上げは非常に酷なことであり、町民の皆さんも誰も賛成しない。町民からの声も、値上げしないでほしいと届いている。
  - (3) 結論。

以上を踏まえ、議論を尽くした結果、本委員会では、豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する 条例の一部改正については、賛成少数で否決されました。

豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正調査特別委員会委員長、大里葉子。

以上で、報告を終わります。

○議長(根津公男君) 委員長報告が終わりました。

質疑については、議長を除く全員をもって構成する特別委員会における付託案件に対する審査結果の報告でもあることから、議会の運営に関する基準第7章第1節2号及び3号の規定により、省略し、直ちに討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号 豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての採決につきましては、起立により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、原案について採決をいたします。

議案第65号 豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案どおり 決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立少数です。

よって、議案第65号 豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、否

決されました。

#### ◎意見書案第7号 「学校部活動の地域移行」に関する意見書

- **○議長(根津公男君)** 日程第15、意見書案第7号 「学校部活動の地域移行」に関する意見書を議題といたします。
- 〇議長(根津公男君) 質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

#### ◎散会宣告

**〇議長(根津公男君)** 本日は、これをもって散会いたします。 大変お疲れさまでございました。

午後2時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月16日

議長

署名議員

署名議員